

広報まつさかのデザインリニューアル業務委託に係る

公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本実施要領は、「広報まつさかデザインリニューアル基本方針」に基づき、市が毎月発行する「広報まつさか」を、市民に情報が伝わり、必要な情報に気づき、読み進めたいとなり、自分に関係する情報として受け取れる広報紙へ再設計するため、本業務に最も適した事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業務名

広報まつさかのデザインリニューアル業務

(2) 業務内容

広報まつさかの基本デザインフォーマット及び各種テンプレート・デザインガイドラインの作成並びに令和9年1月号から4月号までのページデザイン・編集及びページ監修

(3) 業務期間

契約締結日から令和9年3月25日まで。ただし、令和9年4月号の制作・納品に必要な業務を含む。

※詳細は別紙1「令和8年度 広報まつさかデザイン・編集業務プロポーザル提案仕様書」及び別紙2「令和8年度 広報まつさかデザイン・編集業務仕様書」のとおり。

3. 提案上限額及び提案上限単価

(1) 提案上限額

本業務の提案上限額は、「1,646,200円（税抜）」とする。

(2) 提案上限単価

次の業務区分については、以下の金額を提案上限単価とする。

ア 初回の基本デザインフォーマット 「275,000円／一式（税抜）」

イ 表紙デザイン・編集 「27,500円／ページ（税抜）」

ウ ページデザイン・編集 「17,700円／ページ（税抜）」

エ ページ監修 「13,000円／ページ（税抜）」

※提案上限額又はいずれかの提案上限単価を超える提案は失格とする。

※提案上限額には、初回の基本デザインフォーマット作成費及び令和9年1月号から4月号までの表紙デザイン・編集、ページデザイン・編集、ページ監修に係

る費用を含む。

※契約は、見積書に記載した単価を基礎とする出来高払いを予定する。

4. 受託候補者の決定方法

公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）とする。第1次審査（書類審査）により上位3者を選定し、第2次審査（企画提案・プレゼンテーション審査）を行う。

5. 参加資格

本プロポーザルに参加するためには、次に掲げる資格要件をすべて満たさなければならない。ただし、契約締結までの間に、資格要件のいずれかを有しなくなった場合には、その時点で失格とする。

- （1）第1次審査結果通知までに三重県市町総合事務組合が実施する共同受付の審査を完了すること。なお、三重県市町総合事務組合へ申請中である場合は、申請が確認できる資料を様式第1号とあわせて提出すること。
- （2）本社、支店又は営業所等のいずれかを三重県内に有していること。
- （3）公告日から遡って過去5年以内に、地方公共団体が発行する16ページ以上の広報紙、その他これらに類する冊子のデザイン・編集業務を元請として受注し、完了した実績を有すること。
- （4）本業務の公告日から契約締結日までの期間において、国又は地方公共団体等から指名停止措置を受けていないこと。
- （5）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- （6）会社更生法又は民事再生法に基づく手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。
- （7）破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- （8）暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- （9）本業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託しないこと。

6. 事業スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
公告	令和8年 9月 1日（火）
質問受付期限	令和8年 9月 7日（月）
質問回答日	令和8年 9月 9日（水）
参加申込期限	令和8年 9月14日（月）
第1次審査結果通知	令和8年 9月18日（金）
企画提案書等提出期限	令和8年 9月29日（火）

プレゼンテーション	令和8年10月 8日（木）
審査結果通知	令和8年10月14日（水）
契約締結（予定）	令和8年10月19日（月）

7. 質問の受付及び回答

- （1）提出期限：令和8年9月7日（月） 午後4時30分まで（必着）
- （2）提出方法：別添の質問書（様式第5号）を電子メールで提出すること
- （3）提出書類：提出書類の様式は、市ホームページからダウンロードすること。
- （4）回答日：令和8年9月9日（水）
- （5）回答方法：質問書を提出している者すべてに電子メールで回答するとともに市ホームページに掲載する。

※本プロポーザルに関する質問は、広報まつさかのデザインリニューアル業務委託の内容に関する質問に限り、評価及び審査に関する質問は受け付けません。

- ・メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。

- ・指定メールアドレス：kouhou.div@city.matsusaka.mie.jp

※メール送信後、到着確認の電話をかけること。

- ・件名：【質問】令和8年度 広報まつさかのデザインリニューアル業務委託に係る公募型プロポーザル

8. 参加申込の手続き

- （1）提出書類・必要部数

提出書類	提出部数
参加申込書（様式第1号）	1部
会社概要書（任意様式）	9部 1部
業務実績書（様式第2号）及び実績を確認できる資料	9部 1部
代表的な制作物（カラー。現物又はカラーコピー）	9部 1部
業務実施体制調書（様式第4号）	9部 1部
見積書（様式第6号）	1部

- （2）提出期限・方法

- ①提出期限：令和8年9月14日（月） 午後4時30分まで（必着）

- ②提出場所：松阪市 秘書広報局 広報広聴課

- ③提出方法：必要部数を、持参又は郵送（必着）にて提出すること

あわせて、会社概要書、業務実績書、**代表的な制作物**、業務実施体制調書は PDF データを電子メール又は本市が指定する方法で提出すること。

※ファイルサイズが5MBを超える場合はデータ便等で送信すること。

※指定メールアドレス：kouhou.div@city.matsusaka.mie.jp

※メール送信後、到着確認の電話をかけること。

※郵送による場合は、必ず受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

9. 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

提出書類	提出部数
企画提案書（様式第3号）	9部
提案サンプルページ	9部

(2) 作成要領

別紙1「令和8年度 広報まつさかデザイン・編集業務プロポーザル提案仕様書」を参照

(3) 提出期限等

①提出期限：令和8年9月29日（火）午後4時30分まで（必着）

②提出場所：松阪市 秘書広報局 広報広聴課

③提出方法：持参又は郵送（必着）によること

なお、企画提案書（様式第3号）、提案サンプルページのPDFデータを電子メール又は本市が指定する方法で提出すること。

※指定メールアドレス：kouhou.div@city.matsusaka.mie.jp

※メール送信後、到着確認の電話をかけること。

※郵送による場合は、必ず受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

※1次審査の結果、上位3者が2次審査のプレゼンテーションに進むことができる。

10. 審査基準及び配点

別紙3「令和8年度 広報まつさかデザインリニューアル業務審査基準及び配点」のとおりとする。

審査は、第1次審査と第2次審査の2段階で実施する。第1次審査は100点満点とする。第2次審査は、提案者の評価に基づく審査委員1人当たり100点満点の得点と、価格評価100点満点を組み合わせて行う。提案者の評価に基づく審査委員の得点は、すべての提案者について審査した委員の評価点の合計を当該委員数で除して得た平均点に8を乗じ、800点満点に換算する。この際、算出された得点は、小数第6位を四捨五入する。価格評価に関しては、別途100点満点で評価する。第1次審査と第2次審査の合計を1,000点満点として評価する。

11. 審査方法

本プロポーザルの審査は、参加資格を満たすと認められた者を対象に、広報まつさかのデザインリニューアル業務委託に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、第1次審査（書類審査）及び第2次審査（プレゼンテーション審査及び価格評価）を実施する。審査は、別紙3「審査基準及び配点」に基づき行うものとする。

（1）第1次審査（書類審査）

提出された参加申込書、業務実績書、業務実施体制調書、その他の提出書類について、別紙3「審査基準及び配点」に基づく書類審査を行う。評価結果は審査委員の確認を経て確定し、評価点の上位3者を第2次審査の対象者として選定する。第1次審査の結果は、参加者に書面又は電子メールにより通知する。

（2）第2次審査（プレゼンテーション審査及び価格評価）

第1次審査により選定された者について、見積書及び企画提案書及び提案サンプルページに基づくプレゼンテーション及び質疑応答を実施し、審査委員会が評価を行う。

ア 日時 : 令和8年10月8日（木）午前9時から正午までの間（詳細は別途電子メールで通知する。なお、プレゼンテーションの順番は本市で抽選により決定し、メール等で事前通知する。）

イ 場所 : 松阪市役所5階 特別会議室

ウ 出席者 : 3名以内。原則として、本業務の主担当デザイナーが出席すること。

エ 所要時間: 30分以内（準備5分、説明15分、質疑応答10分を目安とする。）

オ 説明内容: 提出した企画提案書及び提案サンプルページの内容に限る。追加資料の配布は認めない。

カ 機材 : 本市は大型モニター及びHDMIケーブルを用意する。その他必要な機材は参加者が用意すること。

12. 失格事項

- （1）参加資格を満たさないことが判明したとき。
- （2）提出方法、提出先又は提出期限が本要領に適合しないとき。
- （3）提出書類に虚偽の記載があったとき。
- （4）提案上限額又は提案上限単価を超える見積りを提出したとき。
- （5）審査の公平性に影響を与える行為を行ったとき。
- （6）正当な理由なくプレゼンテーション及び質疑応答に出席しなかったとき。

13. 受託候補者の決定

第1次審査及び第2次審査の合計得点が最も高い者を受託候補者とする。ただし、合計得点が満点の50%（1,000点満点の場合500点）に満たない場合は、受託候補者として選定しない。

最高得点者が複数の場合は、第2次審査の「情報設計・探しやすさ・分かりやすさ」、「可読性・ユニバーサルデザイン」、「訴求力・写真表現」、「統一感とメリハリ」及び「デザインガイドライン・運用性」の評価点の合計が高い者を上位とし、なお同点の場合は見積額の低い者を上位とする。

なお、同点時の判定に用いる第2次審査の各評価項目の評価点についても、前記10に定める方法により8人分に換算し、小数第6位を四捨五入した得点を用いる。

14. 契約

受託候補者と仕様及び契約条件を協議し、協議が整った場合に契約を締結する。受託候補者との契約が成立しない場合は、次順位者と交渉する。

15. その他留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 応募に要する費用は参加者の負担とする。
- (4) 提出書類は松阪市情報公開条例に基づく公開請求の対象となる場合がある。
- (5) プロポーザルで提案サンプルページを制作した主担当デザイナーは、契約後も原則として本業務を担当すること。やむを得ず変更する場合は、同等以上の能力・実績を有する者について本市の事前承認を得ること。
- (6) 受託者として契約を締結した者が第2次審査で提出した提案サンプルのうち、別紙1に定める特集については、令和9年1月号のリニューアル特集制作の基礎案として活用する。掲載にあたっては、契約締結後、本市と受託者が協議の上、内容・構成・表現等を調整し、必要な修正・再制作を本業務として行うものとする。なお、提案サンプルをそのまま成果品として使用するものではない。
- (7) 履行上問題がなく、双方の協議の上、次年度以降の契約について交渉できるものとする。

16. 担当部署・問い合わせ

松阪市 秘書広報局 広報広聴課

〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1

TEL : 0598-53-4312

FAX : 0598-22-1119

E-mail : kouhou.div@city.matsusaka.mie.jp